

令和8年4月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第22号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和8年3月31日に松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備（第18条の3、第19条、第80条、第81条、第81条の3、第81条の4、第81条の5、第81条の6、第81条の7、第81条の8、第82条、第83条、第85条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、附則第15条の2、附則第15条の3、附則第15条の4、附則第15条の5、附則第15条の6、附則第16条及び附則第16条の2関係）

軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とすることに伴う規定の整備

イ 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の延長（附則第8条関係）
肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する。

ウ 固定資産税の課税標準の特例措置等に係る市町村の条例で定める割合の見直し（附則第10条の2関係）

（ア）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち一定のもの（以下「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しに伴い、当該特例措置に係る市町村の条例で定める割合を見直す。

（イ）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する家屋のうち、利便性等改修工事が行われた一定のものに係る固定資産税の減額措置の見直しにより、条例で定める割合に相当する額を減額することとされたことに伴い、その割合を当該家屋に係る固定資産税額の3分の1と定める。

エ 軽自動車税の税率の特例の延長（附則第16条関係）

初回車両番号指定の翌年度分の軽自動車税の税率を概ね75%軽減する特例について、適用期限を2年延長する。

オ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の延長（附則第17条の2関係）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長する。

カ その他規定の整備

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正（第2条）

ア 子ども・子育て支援納付金課税額（第2条、第7条の4及び第19条関係）

（ア）国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円と定める。

- (イ) 子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について148円と定める。
- (ウ) 一定額以下の所得の世帯に属する納税義務者等に対して子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額を減額する額について定める。
- (エ) 世帯に18歳未満被保険者がある場合においては、当該世帯の納税義務者に対し課する18歳未満被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額するものとし、その減額する額は当該被保険者均等割額に相当する額とする。

イ 国民健康保険税の軽減措置の所得判定基準の改定（第19条関係）

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を次のとおり改定する。

区分	現行	改定後
5割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>305,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>31万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
2割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>56万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>57万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ウ その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

ア 固定資産税に関する経過措置

(ア) 別段の定めがあるものを除き、固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の

年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(イ) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(ウ) 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設（特別特定建築物に該当する家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、利便性等向上改修工事が行われた一定のものをいう。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

イ 軽自動車税に関する経過措置

(ア) 軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

(イ) この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(ウ) 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

ウ 国民健康保険税に関する経過措置

2(2)は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(3) 松伏町税条例の一部を改正する条例の一部改正
規定の整備